

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、第三期 小山市工業振興基本計画を策定するにあたり、優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、第三期 小山市工業振興基本計画策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月10日(火)まで

(4) 提案上限額

6,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 小山市物品購入等入札参加資格者名簿(営業種目:行政政策コンサルティングまたは産業振興コンサルティング)に登録してあること。ただし、登録事業者以外のものであっても、二次審査の実施日までに随時登録申請を行うことによって本条件を満たしたとみなすことができる。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立、または、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立がないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 小山市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 6 条、第 12 条及び第 13 条の規定に違反しない者であること。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (10) 平成 27 年度から本プロポーザル参加申込書等の提出までの期間に国または地方公共団体からの発注によって、「総合計画」または「産業振興計画」等の工業振興に関する計画の策定支援業務を受託した実績があること。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。（予定）

内容	日程
(1) 公告（募集の開始）	令和 7 年 3 月 25 日（火）
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 3 月 25 日（火）から 令和 7 年 3 月 31 日（月）
(3) 質問に対する回答（随時）	令和 7 年 4 月 1 日（火）まで
(4) 企画提案書の受付期間	令和 7 年 4 月 2 日（水）から 令和 7 年 4 月 14 日（月）
(5) 一次審査（書類審査）	令和 7 年 4 月 15 日（火）から 令和 7 年 4 月 17 日（木）
(6) 一次審査結果通知	令和 7 年 4 月 18 日（金）
(7) 二次審査（プレゼン）	令和 7 年 4 月 23 日（水）
(8) 審査結果通知、結果の公表	令和 7 年 4 月 28 日（月）
(9) 契約締結	令和 7 年 6 月上旬

5. 公告

- (1) 公告開始日
令和 7 年 3 月 25 日（火）
- (2) 公告方法
小山市公式ホームページへの掲載
URL：<https://www.city.oyama.tochigi.jp>

6. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和7年3月25日（火）～3月31日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「工業振興基本計画プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(3) 回答方法

令和7年4月1日（火）午後5時までに、随時、市公式ホームページに掲載する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

7. 提出書類及び作成要領

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類およびアからエの電子データを格納したCDまたはDVDを提出すること。なお、任意様式の使用紙サイズはA3またはA4サイズとする。

※指定様式は、市公式ホームページ（<https://www.city.oyama.tochigi.jp>）から取得すること。

ア参加申込書（様式2）＜原本1部＞

イ事業者に関する書類＜原本1部＞

・事業者概要（様式3-1）

・業務実績（様式3-2）

ウ企画提案書（任意様式）＜原本1部・副本4部＞

※副本については事業者が特定できる記載をすべて削除したもの

エ参考見積書（任意様式）＜原本1部＞

(2) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）

※持参の場合は、小山市 産業観光部 工業振興課に受付時間内に持参

※郵送の場合は、提出期限内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法によること。

8. 一次審査（書類審査）

(1) 審査の手順

プロポーザル審査委員会委員により提出書類を審査する。

企画提案者が4者以上となった場合は、各委員の合計得点の上位3者以内かつ最低基準点（各委員の合計得点が満点の6割）以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が1者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

(2) 審査結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和7年4月18日（金）に電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。

なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

9. 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査の手順

ア 一次審査を通過した提案者は、審査委員会において、企画提案書等に記載された内容について、プレゼンテーションを行う。各委員の一次審査及び二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 参加する企画提案者が1者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点（各委員の一次審査及び二次審査の合計点が満点の6割）以上の場合は優先交渉権者として選定する。

(2) 日時

令和7年4月23日（水）午後1時30分から（予定）

詳細な日程は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。なお、二次審査の順序は、企画提案書の提出順とする。

(3) 場所

小山市役所 4F 403会議室（予定）

(4) 所要時間

時間は、1企画提案者あたり50分程度とする。

- ・準備 5分以内
- ・企画提案（プレゼンテーション）20分以内
- ・質疑応答 20分以内
- ・片付け 5分以内

(5) 内容

企画提案書の説明

(6) 出席者

3名以内とする。

(7) 使用機器

パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等の機器は本市が用意するが持参も可とする。

(8) 選定結果

選定結果については、令和7年4月28日(月)に市ホームページにて公表するとともに、二次審査(プレゼンテーション審査)に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのものであり、業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

10. 評価項目

(1) 評価項目は、下表の内容とし、本市が設置する審査委員会において下記の評価基準についてそれぞれ五段階評価にて審査する。

ア 書類審査 50点満点

評価項目	判断基準	配点
事業者	・事業者のこれまでの業務実績	5点
企画提案書	・特定テーマ(仕様書参照)についての提案内容	15点
	・国、県、企業の動向、及び小山市の強みや課題についての現状分析に関する提案内容	10点
	・おやまビジョンを見据えた上で、工業振興計画の方向性についての提案内容	10点
	・各種会議(懇話会・策定委員会)の運営支援に関する提案内容	5点
	・資料の簡潔さ、分かりやすさ	5点

イ プレゼンテーション 100点満点

評価項目	判断基準	配点
策定方針・進行管理	・策定方針・作業スケジュールは適切か	10点
「基本的な考え方」に対する提案内容	・他自治体と比較したうえで小山市の特長・特性を活かしているか	10点
	・現状データや事業者アンケート等の分析結果を反映しているか	10点
	・現計画の検証結果を踏まえ、継続性を持って事業目的の実現を図っているか	10点

	・「おやまビジョン」の方針を踏まえ、各種計画との整合を図っているか	10 点
	・国・県の政策、社会経済情勢や民間等の動向を勘案しているか	10 点
	・「小山市工業団地社会インフラ整備計画」等の工業振興課における計画と連動しているか	5 点
	・読む人に分かりやすく伝わる構成となっているか	10 点
	・特定テーマ(仕様書参照)に重点を置いているか	20 点
プレゼンテーション	・プレゼンテーションは分かりやすかったか	5 点

(2) 評価基準表

【評価基準表】

評価	基準	採点基準
5	特に優れている	配点×1.0
4	優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書は、1 事業者につき 1 提案とする。
- (5) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。
- (6) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (7) 企画提案書等は、本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表しない。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (9) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (10) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

(11) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
- エ 選定の公平性を害する行為があった場合
- オ その他、著しく信義に反する行為があった場合

12. 問い合わせ先、質問書及び提出書類提出先

小山市 産業観光部 工業振興課

住 所：〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1（小山市役所）

電 話：0285-22-9399(直通)

メール：d-kougyo*city.oyama.tochigi.jp

(セキュリティ上、*を@と読み替えること)

※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで